目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.85%(税込)を上限として 当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 当社が別に定める口座管理料をご負担いただく場合があります。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の 全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文 に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合 (法令に定める場合を除きます。) には、取引 報告書をお客様にお渡しいたします (郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

・ 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける 信託報酬を受領いたします。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等 安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号

本店所在地 〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3丁目23-21

連絡先 本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

加入協会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資本金22億8千万円主な事業金融商品取引業設立年月昭和19年4月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある店舗にて承っております。

受付時間:月曜日~金曜日 8時30分~17時00分(祝日を除く)

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の 方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号: 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分(祝日を除く)

投資信託についてお客様にご負担いただく費用

■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.3% (税込) の場合は、概算で次のように計算します。

購入金額 = 購入口数 × 約定日の基準価額 購入時手数料 = 購入金額 × 3.3%(税込)

<口数指定で申込>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り)

購入金額 = 1,000,000 口 × (10,000 円/10,000 口) = 1,000,000 円

購入時手数料 = 1,000,000 円 × 3.3% = 33,000 円

となり、合計 1,033,000 円お支払いただくこととなります。

<金額指定で申込・・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り)

購入金額 = 購入口数 \times (10,000 円/10,000 口)

購入時手数料 = 購入金額 × 3.3%

お支払金額 1,000,000 円 = 購入金額 + 購入時手数料

購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

最大の購入口数は968,055口になり、購入時手数料は31,945円になります。

購入時手数料を概算で求めるには、次の計算式で確認できます。

購入時手数料 = (購入金額 / (1 + 3.3%)) \times 3.3%

- *上記の購入時手数料計算は概算です。実際の計算は、手数料を計算してから小数点 以下を切捨てし、消費税を計算してから小数点以下を切捨てします。
- *分配金再投資コース(一部銘柄で取扱)の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手数料はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

■運用(保有)時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」(最大 2.618%(税込み・概算))が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

■解約(換金)時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部(最大 0.5%)を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基

この頁は投資信託説明書(目論見書)の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書(目論見書)の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで 保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

<計算例:信託財産留保額が0.3%の場合>

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円(10,000 口当り)の場合は信託財産留保額 = 10,000 円 \times 0.3% = 30 円

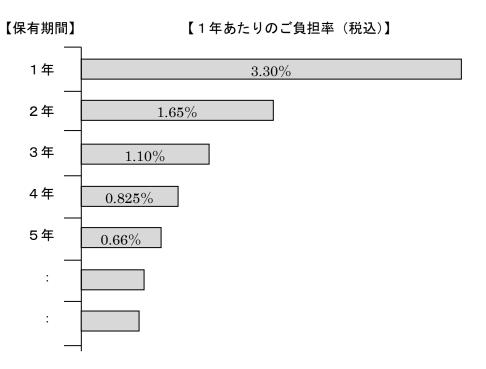
解約価額 = 10,000 円 - 30 円 = 9,970 円 (10,000 口当り) となります。

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とかからない場合があり、かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が 長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3.3%(税込)の場合



- ※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料を お支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あた りの負担率はしだいに減っていきます。
- ※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面で ご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他 費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。 実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

この頁は投資信託説明書(目論見書)の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書(目論見書)の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

僕もFX取引で 困ってるんだ。 どうしよう…。



投資信託の取引で 困ったわ。どうしたら いいかしら。



株取引のトラブル、 どこに聞けば いいんだろう?



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

フィンマック 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)は、 法律に基づく公的な団体が連携した指定紛争解決機関(金融庁指定)です。 証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX 等のトラブルを 公正・中立な立場で解決を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます(預金、 保険などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません)。公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手 続きの申立てを受け付けます(あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます)。

詳しくはホームページへ https://www.finmac.or.jp/ FINMAC







03-3669-9833







FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は?

公正!

金融商品取引法の指定・認定やADR促進法に基づく認証を受け、中立的立場で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。 また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



迅速!

裁判では、かなり長い時間を要しますが、 あっせんは迅速、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます。

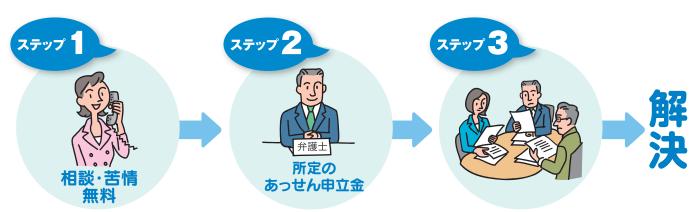
身近!

あっせんは、お住まいのある都道府県庁所在地で行います。



どのように相談にのってくれるの?





まずは、お電話ください。 中立・専門の相談員が応じます。

あっせんの場合には、公正・ 中立の立場の弁護士があっ せん手続きを行います。 通常1~3回程度の話し合いにより、あっせんの成立(和解)、打切りなど対応がなされます。



ADR FINMAC 特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

0120-64-5005

月曜日~金曜日(祝日等を除く) 午前9時 ~午後5時

https://www.finmac.or.jp/

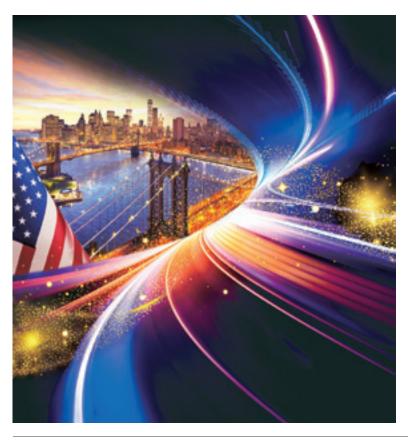
投資信託説明書(交付目論見書)



使用開始日 2025.10.18

ニッセイS&P500リカバリー戦略株式 ファンド

追加型投信/内外/株式



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条 の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む 詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧 またはダウンロードすることができます。また、本書には 約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は 投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ https://www.nam.co.jp/

●委託会社の情報 (2025年7月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社

資 本 金 100億円

設立年月日 1995年4月4日

運用する 投資信託財産の 9兆6,264億円 合計純資産総額

●商品分類等

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象	決算頻度 地域		投資形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	グローバル (日本含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

[・]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ https://www.toushin.or.jp/ にてご確認いただけます。

- ●本書により行う「ニッセイS&P500リカバリー戦略株式ファンド」の募集については、委託会社は、 金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月17日に関東財務局長に提出 しており、2025年10月18日にその届出の効力が生じております。
- ●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では 商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認 する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、 信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- ●基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌 日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:SPリカバリ)および委託会社のコールセンター・ホーム ページにてご確認いただけます。
- ●投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求 された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資対象とする外国投資信託証券を通じ、米国の株式(DR(預託証券)を含みます)を 実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を 行います。

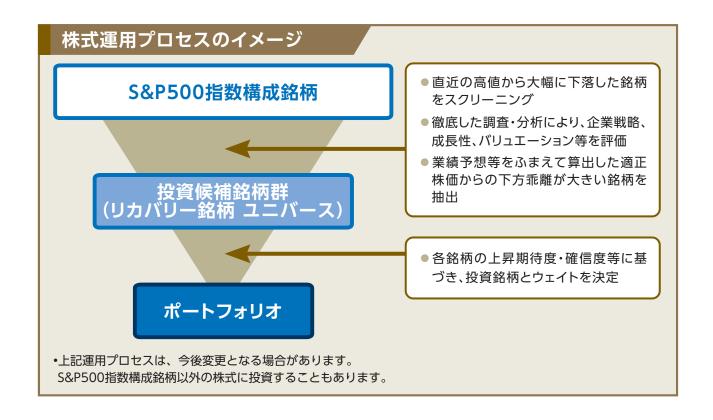
ファンドの特色

- 11主にS&P500指数構成銘柄のなかから、株価が下落し本来の企業価値に比べて割安であり、今後の株価上昇余地が大きいと判断されるリカバリー銘柄に厳選して投資します。
 - ●S&P500指数構成銘柄以外の株式(DR(預託証券)*を含みます)に投資することもあります。

 **DR(預託証券)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し海外で発行される証券をいい、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
 - ●実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ*は行いません。 ※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
- 2中長期的な観点から「S&P500指数(配当込み、円ベース)」を上回る 投資成果の獲得をめざし運用を行います。
- 3株式の運用は、TCWアセット・マネジメント・カンパニーが行います。
 - ●ファンドは、「TCWファンズⅡ-TCWダイナミックリカバリー株式ファンド」および「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ*方式で運用を行います。
 ※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。
 - ●「TCWファンズII-TCWダイナミックリカバリー株式ファンド」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

TCWアセット・マネジメント・カンパニーについて

TCWアセット・マネジメント・カンパニーは、1971年設立のTCWグループ(以下「TCW」といいます)傘下のグローバル資産運用会社です。TCWは米国、英国、日本、香港等に拠点を有し、機関投資家、年金基金、個人投資家向けに幅広い運用サービスを提供しています。



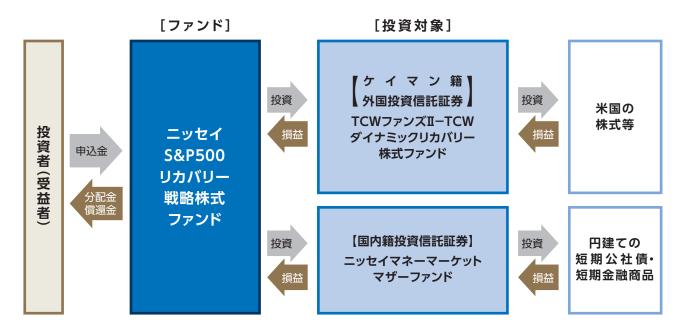
●S&P500指数について

S&P500指数®とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。

S&P500指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社 (「SPDJI」) の商品であり、これを利用するライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社に付与されています。 Standard & Poor's ®およびS&P®は、 Standard & Poor's Financial Services LLC (「S&P」) の登録商標で、 Dow Jones 『はDow Jones Trademark Holdings LLC (「Dow Jones」) の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。 当ファンドは、 SPDJI、 Dow Jones、 S&P、 それらの各関連会社によってスポンサー、 保証、 販売、 または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、 かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、 当インデックスのいかなる過誤、 遺漏、 または中断に対しても一切の責任を負いません。

●ファンドの仕組み

●ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ*方式により運用を行います。 *ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。



●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

TCWファンズⅡ-TCWダイナミックリカバリー株式ファンド※

※以下「外国投資信託証券」ということがあります。

形態	
712	
投資目的	米国の証券取引所等に上場している日本を含む世界各国の企業の株式(DR(預託証券)を含みます)を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることをめざします。
運用方針	 株式を投資対象とし、ファンダメンタルズが堅調にもかかわらず、本質的価値よりも大幅にディスカウントされていると判断される企業のなかから、今後、市場平均を上回る株価上昇・回復が期待される企業に厳選して投資します。 S&P500指数(配当込み、円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る運用成果をめざします。 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
主 な 投 資 制 限	 通常の状況において、総資産総額の50%以上を日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券に投資します。 有価証券の空売りは行いません。 同一銘柄の株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 同一企業の発行済み株式数の半数を超える株式への投資は行いません。 投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます)への投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 流動性の低い資産への投資は行いません。 原則として残存借入総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。
運用報酬	純資産総額に対し、年率0.6%程度 なお、年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回る ことがあります。
その他の費用	信託財産に関する租税/組入有価証券の売買委託手数料/信託事務の処理に要する費用/信託財産の監査費用/法律関係の費用/外貨建資産の保管費用/借入金の利息 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決 算 日	2月の最終営業日
運 用 会 社	TCWアセット・マネジメント・カンパニー
受 託 会 社	MUFG Fund Services (Cayman) Limited
管理事務代行会社	MUFG Fund Services (Cayman) Limited
保 管 会 社	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行 S.A.

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめ ざします。
主 な 投 資 制 限	株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料/信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することは できません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決 算 日	原則として、4・10月の各15日
委 託 会 社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

●主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デ リ バ テ ィ ブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株式	株式への直接投資は行いません。

■上記は、当ファンド(ニッセイS&P500リカバリー戦略株式ファンド)における投資制限です。当ファンドは、投資対象とする指定投資信託 証券を通じ、実質的に外貨建ての株式への投資等を行います。

◉収益分配方針

- ●分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、 委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- ! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ●ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ●ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果 (損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識 ください。

●主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、 また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあ ります。
為替変動リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、 為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産 価値が減少します。
カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

[•]基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ○ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。
- ○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部 払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上が りが小さかった場合も同様です。
- ○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

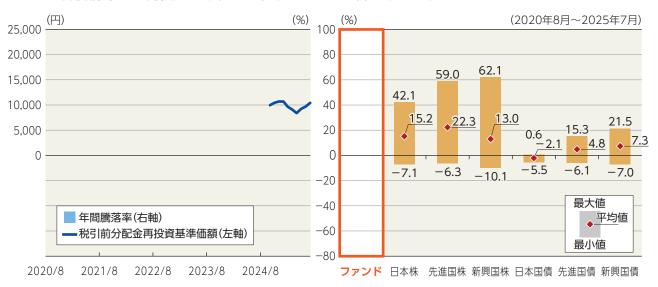
運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および 税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の月末データが1年に満たないため、 騰落率を記載していません。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日 本 株 ・・・ TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

先進国株 ・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 · · · NOMURA-BPI 国債

先進国債 ・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および 知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

●基準価額・純資産の推移



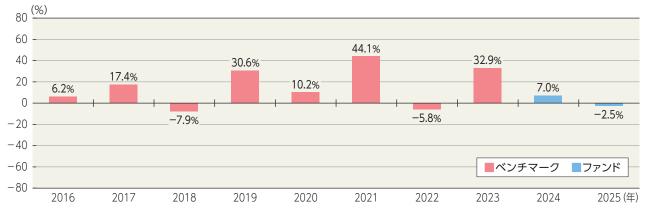
基準価額	10,429円
純資産総額	76億円

●**分配の推移** 1万□当り(税引前) 2025年7月 0円 直近1年間累計 0円

0円

設定来累計

●年間収益率の推移



- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2024年はファンド設定時から年末まで、2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
- ・2023年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

●組入比率

TCWファンズⅡ−TCWダイナミックリカバリー 株式ファンド	98.4%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.6%

[・]比率は対純資産総額比です。

[・]基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

[・]税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

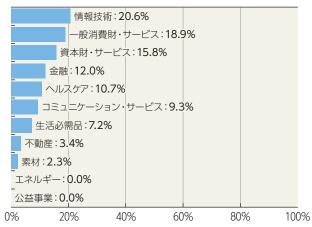
ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●投資対象ファンドにおける主要な資産の状況

TCWファンズⅡ-TCWダイナミックリカバリー株式ファンド

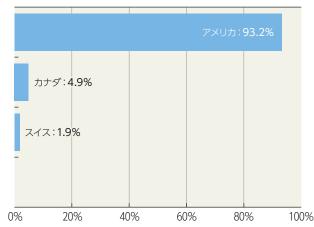
[3.運用実績]における上記ファンドに関する記載は、同ファンドの運用会社であるTCWアセット・マネジメント・カンパニーの資料(現地月末前営業日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

業種別比率



- ・比率は対組入株式等評価額比です。
- ・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する 知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

国·地域別比率



- ・比率は対組入株式等評価額比です。
- ・国・地域はTCWアセット・マネジメント・カンパニーの分類によるものです。

●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

TCWファンズII-TCWダイナミックリカバリー株式ファンド

	銘 柄	国•地域	業種	比 率
1	ルメンタム・ホールディングス	アメリカ	情報技術	5.4%
2	ショッピファイ	カナダ	情報技術	4.9%
3	ペイコム・ソフトウエア	アメリカ	資本財・サービス	4.7%
4	シンボティック	アメリカ	資本財・サービス	4.7%
5	ウォルト・ディズニー・カンパニー	アメリカ	コミュニケーション・サービス	4.3%
6	ハズブロ	アメリカ	一般消費財・サービス	3.6%
7	テラダイン	アメリカ	情報技術	3.5%
8	フォード・モーター	アメリカ	一般消費財・サービス	3.4%
9	チャールズ・シュワブ	アメリカ	金融	3.4%
10	クラウン・キャッスル	アメリカ	不動産	3.4%

- ・国・地域はTCWアセット・マネジメント・カンパニーの分類によるものです。
- ・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。
- ・比率は対組入株式等評価額比です。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

	銘 柄	種 別	比 率
1	第752回 東京都公募公債	地方債	13.0%
2	第158回 共同発行市場公募地方債	地方債	11.8%
3	第756回 東京都公募公債	地方債	11.8%
4	平成28年度第5回 愛知県公募公債	地方債	11.7%
5	平成28年度第1回 広島県公募公債	地方債	11.7%

・比率は対組入債券評価額比です。

[!] ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

	購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入時	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購 入 代 金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金時	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、 購入・換金の申込みの受付けを行いません。
申込について	購入の申込期間	2025年10月18日から2026年4月17日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金 申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
	決 算 日	7月18日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
決 算・ 分 配	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して 5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

	信託期間	2045年7月18日まで(設定日:2024年10月25日)				
	繰上償還	・投資対象とする「TCWファンズII-TCWダイナミックリカバリー株式ファンド」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。				
	信託金の限度額	5,000億円とします。				
その他	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/) に掲載します。				
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。				
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。				

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3% (税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。				▶購入時手数料:購入時の商品・ 投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務 手続き等の対価として、販売会 社にお支払いいただく手数料	
換金時	信託財産留保額	ありません。					
		投資者が信託	毛財產	産で間接的に	負担する費用]	
		ファンドの純資産総額に年率1.1825%(税抜 1.075%)をかけた額とし、ファンドからご負担 いただきます。			▶ 運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ※信託報酬率(年率)		
				支払先	年率	役務の内容	
	運用管理費用(信託報酬)	信託報酬率		委託会社	0.350%	ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価 (ファンドの運用において利用す る指数の標章使用・データ利用 料の負担を含む)	
		(年率・税) の 配		販売会社	0.700%	購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続 き等の対価	
6 0				受託会社	0.025%	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価	
毎日							
		投資対象 とする 外国投資	年率0.6%程度			▶投資対象とする外国投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率	
		信託証券	●午問島低報酬頞笑がかかる提合 紡			資産総額等によっては年率換算で上	
			1.7 額と	・ンドの純資産 ' <mark>825%(税込)</mark> たなります。	<mark>程度</mark> をかけた	▶ファンドが投資対象とする指定 投資信託証券を含め、投資者が 実質的に負担する運用管理費用 (信託報酬)	
		な負担	よま合	り、投資者が負担 た、投資対象とす	する実質的な運用 る外国投資信託	証券への投資比率が変動することに 用管理費用(信託報酬)は変動します。 証券に年間最低報酬額等がかかる場 率換算で上記の料率を上回ることが	

[!] 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
毎	В	監 査 費 用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶監査費用:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用			
随	時	その他の費用・ 手 数 料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の 諸費用および借入金の利息等はファンドから ご負担いただきます。これらの費用は運用状況 等により変動するため、事前に料率・上限額等 を記載することはできません。	 ▶売買委託手数料:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶借入金の利息:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息 			

- ■当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。
- ●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時			換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%		所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
2.40%	1.18%	1.21%

- ·対象期間:2024年10月25日~2025年7月18日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ・投資対象ファンドの運用管理費用は、②その他費用の比率に含めています。また、投資対象ファンドの費用とファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

Memo

Memo



